

令和 7 年 4 月 23 日  
情報通信行政・郵政行政審議会  
電気通信事業部会基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則  
の一部を改正する省令の一部を改正する省令案に対する意見募集

情報通信行政・郵政行政審議会（会長：相田 仁 東京大学特命教授）は、本日、総務大臣から「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案」について諮問を受けました。

電気通信事業部会における調査審議の結果、同省令案に対し、令和 7 年 4 月 24 日（木）から同年 5 月 23 日（金）までの間、意見募集を行います。

## 1. 改正の背景・概要

本件は、「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」（令和 4 年 9 月 20 日情報通信審議会答申）及び「令和 6 年度第 4 四半期の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法の在り方」（令和 7 年 4 月 2 日情報通信審議会答申）を踏まえ、令和 6 年度の電話のユニバーサルサービス交付金の算定方法を規定するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 53 号）の一部を改正したいとして総務大臣から諮問されたものです。

## 2. 意見募集要領

## (1) 意見募集対象

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案

（省令案の概要は別紙 1、新旧対照表は別紙 2 のとおりです。）

## (2) 意見提出期限

令和 7 年 5 月 23 日（金）（必着）

詳細については、別紙 3 の意見公募要領のとおりです。

## 3. 今後の予定

意見募集の結果を踏まえて調査審議を行い、総務大臣に対して答申を行います。

## 【連絡先】

（諮問内容等について）

連絡先：総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課

担 当：望月課長補佐、青木係長、林宝官、石田官、佐々木官

電 話：03-5253-5817

E-mail：broadband2020-jimu\_atmark\_ml.soumu.go.jp

（注）迷惑メール防止対策のため「@」を「\_atmark\_」

と表示しております。送信の際には、「@」に置き換えてください。

（情報通信行政・郵政行政審議会について）

連絡先：情報流通行政局総務課

担 当：石井課長補佐、澁谷係長

電 話：03-5253-5694